

船舶インシデント調査報告書

令和3年3月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年9月13日 15時00分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市久里浜港東方沖 海獺島灯台から真方位098°2.9海里付近 （概位 北緯35°12.3 東経139°47.6 ）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{チカ} TIKAは、船外機を停止して漂泊中、再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年10月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート TIKA、0.9トン 232-42649千葉、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力66.20kW、回転 数毎分5,500、4気筒、ボア81mm、使用燃料ガソリン、平成 25年製造
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、友人1人を乗せ、船外機を停止して漂泊しながら釣りを行った後、釣り場を移動する目的で船外機を始動した際、セルモータが徐々に回らなくなった。</p> <p>船長は、船外機を再始動しようとしたが始動できず、点検したものの停止した原因が判明せず、航行不能と判断して118番通報を行い、本船は、来援した巡視艇にえい航され、その後友人の船に引き継がれて定係地に着岸した。</p> <p>本船は、本インシデント後、修理業者の点検により、バッテリーが経年劣化により充電できずに過放電し、セルモータが回らなくなったことが判明した。</p> <p>本船は、平成25年に船長が新造船以来、月に十数回程度出航していたが、今まで不具合が発生したことがなかったので、バッテリーの点検を実施したことがなかった。</p>
分析	本船は、約6年間バッテリーの点検が実施されていない中、船外機を停止して漂泊中、バッテリーが経年劣化により充電されなかったことから、過放電し、船外機を再始動できなくなり、運航不能となったものと推定される。

原因	本インシデントは、本船が、約6年間バッテリーの点検が実施されていない中、船外機を停止して漂泊中、バッテリーが経年劣化により充電されなかったため、過放電し、船外機が再始動できなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、バッテリーの点検を実施し、定期的に交換することが望ましい。